（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

２　受注者は、仕様書記載の発注者の発注に係る建築物、構造物その他の工事(以下「工事目的物」という。)を適正に完成させるための監理業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)中、信義に従って誠実に履行するものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。

３　発注者は、工事目的物を適正に完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者(第７条第１項に規定する管理技術者をいう。以下同じ。)に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、工事目的物を適正に完成させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、受注者は、発注者の承諾なく、業務の履行上使用する工事目的物に係る設計図書、図面及び業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

９　この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。また、工事目的物の請負者(以下「請負者」という。)に対する指示、請求、通知、申出、承認、質問、回答についても同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等(請負者に対する指示等を含む。)を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、10 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第３条　受注者は、指名通知書等において、この契約の締結と同時に、契約保証を付する必要がある旨記載されている場合は、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、第 3 号から第 5 号までの保証を付した場合においては、保証契約、保証委託契約又は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証書、保証証券又は保険証券を発注者に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(定額てん補方式に限る。)の締結

２　受注者は、前項の規定による保証を証する書面の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証を証する書面を寄託したものとみなす。

３　第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 6 項において「保証の額」という。)は、委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。

４　受注者が第 1 項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 43 条第 5 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、業務の履行上使用する工事目的物に係る設計図書、図面及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第５条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（監督職員）

第６条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　監督職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

⑴　工事目的物を適正に完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

⑵　この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

⑶　この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

⑷　仕様書の記載内容と業務の履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

⑸　受注者と請負者との調整

３　発注者は、2 名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第1項の規定により、発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者）

第７条　受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2　管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

第８条　発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第5条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第９条　受注者は、仕様書に定めるところにより、工事目的物の進捗状況、請負者その他工事関係者の施工状況その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第10条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する工事目的物に係る設計図書、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から3日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4　受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事目的物に係る設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（設計図書と現場が一致しない場合の措置等）

第11条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する事実を発見し、又は請負者その他工事関係者から次の各号のいずれかに該当する旨の申し出を受けたときは、直ちにその旨を発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

⑴　工事目的物に係る設計図書に誤謬又は脱漏があること。

⑵　工事目的物に係る設計図書又は図面が工事現場又は施工方法と適合しないこと。

⑶　工事目的物に係る工事の施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の施工条件が相違すること。

2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、受注者は、発注者の調査に協力しなければならない。

3　発注者は、受注者及び請負者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者及び請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者及び請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、工事目的物に係る設計図書、図面その他の変更又は訂正を行わなければならないものとし、受注者はこれに協力するものとする。

5　第3項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、受注者が工事目的物の設計業務を受託した者であり、かつ、第1項各号に掲げる事実の発生が受注者の責に帰すべき事由によるときは、前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者の指示に従い当該設計図書、図面その他を無償で修補しなければならない。

（業務の中止）

第12条　工事目的物に係る工事の施工が中止されたときは、発注者は、当該事実を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。ただし、業務の一時中止が受注者の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

（履行期間の変更方法）

第13条　発注者は、必要により工事目的物に係る工事の工期を変更するときは、あらかじめ受注者に通知のうえ、当該変更に応じ履行期間を変更することができる。

（委託料の変更方法等）

第14条　第11条から前条まで、又は第23条の規定により委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第15条　受注者は、工事目的物に係る工事の災害防止等のため必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第 1 項の規定により臨機の措置を請求し、又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該請求又は措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第16条　業務を行うにつき請負者又は第三者に及ぼした損害について、請負者又は当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　前 2 項の場合その他業務を行うにつき請負者又は第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（完了の通知）

第17条　受注者は、工事目的物が発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員の検査により完了したことを確認したときは、業務の完了届を発注者に提出しなければならない。

（委託料の支払）

第18条　受注者は、前条の完了届を提出したときは、委託料の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（前金払）

第19条　契約書に前金払が有る旨の記載があるときは、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下本条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の 10 分の 3(10 万円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3　発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 10 日以内に前払金を支払わなければならない。

4　受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の委託料の 10 分の 3(10 万円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5　受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の 10 分の 4 を超えるときは、受注者は、委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。

6　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7　発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第20条　受注者は、前条第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2　受注者は、前項に規定する場合のほか、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3　受注者は、第 1 項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第21条　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（第三者による代理受領）

第22条　受注者は、発注者の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 18 条第 2 項の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する受注者の業務中止）

第23条　受注者は、発注者が第 19 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、 業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

（工事目的物の契約不適合に対する受注者の責任）

第24条　発注者は、工事目的物の完成後において、当該工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の原因を究明することを請求することができる。この場合において、受注者が工事目的物の設計業務を受注した者であるときは、無償でこれに応じるものとし、受注者が工事目的物の設計業務を受注した者でないときは、当該工事目的物に係る設計業務の受注者に協力しなければならないものとする。

2　前項において受注者が負うべき責任は、第 18 条第 1 項の規定による完了届の提出をもって免れるものではない。

3　第 1 項の規定による契約不適合の原因の究明の請求は、第 18 条第 1 項の規定による完了届の提出を受けた日から 10 年以内に行わなければならない。

4　発注者は、請負者から工事目的物の引渡しを受ける際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の原因の究明を請求することはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5　第 1 項の規定は、工事目的物の契約不適合の内容が当該工事目的物に係る設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知

しなかったとき、又は受注者が工事目的物の設計業務を受注した者であるときは、この限りでない。
6　工事目的物の契約不適合の内容が受注者の責に帰すべき事由に起因することが判明したときは、発注者は、受注者に損害賠償の請求を行うことができる。ただし、第 18 条第 1 項の規定による完了届の提出を受けた日から 10 年を超えたときは、この限りでない。
（履行遅滞の場合における損害金等）
第25条　発注者の責に帰すべき事由により、第 18 条第 2 項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
（解除権の行使事由）
第26条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
⑴　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
⑵　業務の履行内容が適切でないと認められるとき。
⑶　管理技術者を配置しなかったとき。
⑷　前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
⑸　契約の締結又は履行につき、不正の行為があったとき。
⑹　第 3 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
⑺　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
①　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
②　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
③　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
④　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
⑤　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
⑥　下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
⑦　受注者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
2　前項に規定する場合のほか、発注者は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。
3　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。
（解除の効果）
第27条　この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
2　前条第 1 項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、委託料の 10 分の 1 に相応する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。この場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
3　前条第 2 項又は第 3 項の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
（破産管財人等による契約の解除）
第27条の１　次に掲げる者（以下「破産管財人等」という。）がこの契約を解除した場合は、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったものとみなす。
⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
2　前項の規定に該当するときは、受注者は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
（解除に伴う措置）
第28条　この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 19 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 26 条第 1 項の規定 による解除又は破産管財人等による解除にあっては当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する割合で計算した額の利息を付した額を、第 26 条第 2 項又は第 3 項の規定による解除にあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
2　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
3　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、工事目的物に係る作業現場に受注者が所有又は管理する調査機械器具その他の物件（第 5 条第 2 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は工事目的物に係る作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4　前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下次項において「撤去費用等」という。）は、受注者が負担する。
5　第 3 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事目的物に係る作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は工事目的物に係る作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
6　第 2 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 26 条第 1 項の規定又は破産管財人等によると

きは発注者が定め、同条第2項又は第3項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金等の徴収）

第29条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額につき、発注者の指定する期間を経過した日から賠償金、損害金又は違約金の支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の規定により追徴する場合には、発注者は、その追徴する額につき、支払の日までの期間について、その日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の延滞金を受注者から徴収する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第30条　前条の規定にかかわらず、受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、委託料(この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

⑵　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

⑶　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（補則）

第31条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。